(二)　内閣総理大臣は、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を国際的協調の下で促進するとともに、宇宙資源の探査及び開発に関する紛争の防止に資するため、宇宙資源の探査及び開発の許可等をしたときは、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他適切な方法により、遅滞なく、公表するものとすることとした。(第四条関係)

(1)　当該宇宙資源の探査及び開発の許可等を受けた者の氏名又は名称

(2)　(一)の(1)から(5)までに掲げる事項

(3)　その他内閣府令で定める事項

3　宇宙資源の所有権の取得

宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を行う者が宇宙資源の探査及び開発に係る許可等に係る事業活動計画の定めるところに従って採掘等をした宇宙資源については、当該採掘等をした者が所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得することとした。(第五条関係)

4　国の施策

(一)　この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならないこととした。(第六条関係)

(二)　国は、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に努めるものとすることとした。(第七条関係)

(三)　国は、宇宙基本法に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を行う民間事業者に対し、当該事業活動に関する技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとすることとした。(第八条関係)

5　その他

(一)　検討条項

政府は、この法律の施行の状況、科学技術の進展の状況、４の(二)に規定する制度の構築に向けた取組の状況等を勘案して、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとすることとした。(附則第四条関係)

(二)　宇宙活動法の一部改正

日本国籍を有する船舶若しくは航空機又は我が国が管轄権を有する人工衛星として内閣府令で定めるものに搭載された人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う場合についても、宇宙活動法の許可の対象とすることとした。(附則第五条関係)

(三)　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

(四)　施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

◇重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

(法律第八四号)(内閣官房)

1　目的

この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

2　定義

(一)　この法律において「土地等」とは、土地及び建物をいうこととした。(第二条第一項関係)

(二)　この法律において「重要施設」とは、次に掲げる施設をいうこととした。(第二条第二項関係)

(1)　自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域(以下「防衛関係施設」という。)

(2)　海上保安庁の施設

(3)　国民生活に関連を有する施設であって、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもの(以下「生活関連施設」という。)

(三)　この法律において「国境離島等」とは、次に掲げる離島をいうこととした。(第二条第三項関係)

(1)　領海及び接続水域に関する法律第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線(同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。)を有する離島

(2)　(1)に掲げるもののほか、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第二条第一項に規定する有人国境離島地域を構成する離島(以下「有人国境離島地域離島」という。)

(四)　この法律において「施設機能」とは、次に掲げる機能をいうこととした。(第二条第四項関係)

(1)　防衛関係施設の我が国を防衛するための基盤としての機能

(2)　海上保安庁の施設の領海、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚(以下「領海等」という。)の保全に関する活動の基盤としての機能

(3)　生活関連施設の国民生活の基盤としての機能

(五)　この法律において「離島機能」とは、次に掲げる機能をいうこととした。(第二条第五項関係)

(1)　(三)の(1)に掲げる離島の領海及び接続水域に関する法律第一条第一項の海域又は排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二項の海域若しくは同法第二条第一号の海域の限界を画する基礎としての機能

(2)　有人国境離島地域離島の領海等の保全に関する活動の拠点としての機能

3　この法律の規定による措置の実施に当たっての留意事項

内閣総理大臣は、この法律の規定による措置を実施するに当たっては、個人情報の保護に十分配慮しつつ、注視区域内にある土地等が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のものとなるようにしなければならないこととした。(第三条関係)

4　基本方針

(一)　政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないこととした。(第四条第一項関係)

(二)　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととし、当該決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならないこととした。(第四条第三項及び第四項関係)

5　注視区域の指定

(一)　内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね一〇〇〇メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができることとした。(第五条第一項関係)

(二)　内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならないこととした。(第五条第二項関係)

(三)　内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならず、当該公示をしたときは、速やかに、その指定された区域その他の事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならないこととした。(第五条第三項～第五項関係)